

鷺沼水力発電共同事業

公募要領

川崎市上下水道局
水道部 水道計画課

1 趣旨

本事業は、川崎市が所有する鷺沼配水所において小水力発電設備を導入し、送水における位置エネルギーを利用することにより、再生可能エネルギーを生み出し、環境負荷低減に貢献することを目的として、共同で水力発電事業を行う事業者を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 実施概要

(1) 事業名称

鷺沼水力発電共同事業

(2) 事業場所

鷺沼配水所（川崎市宮前区土橋 3－1－1）

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり

(4) 担当部署

川崎市 上下水道局 水道部 水道計画課

3 参加資格

- (1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（SPC（特別目的会社）を設立する共同事業者に限る。）であること。なお、共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができず、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。また、応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

優先交渉権者として選定された共同事業者がSPCを設立する場合、本市が認めた場合を除き、SPCを基本協定書の締結日までに、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立し、商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。当該SPCに出資する者は、基本協定書の期間が終了するまで、SPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、SPCの株式について譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。なお、設立するSPCは、本事業以外の事業を兼業することはできないものとする。

- (2) 専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

- (3) 本事業と類似の事業履行実績として、平成26年4月以降において実績を有すること。なお、類似の事業履行実績とは、以下の実績をいう。

- ・日本国内における公共施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項に定める施設）において、小水力発電設備を設置、運用及び維持管理を1年以上継続した実績かつ国、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもの）へ売電収入の一部を納付した実績。関連会社、グループ企業等の元請けとしての完工実績についても可とする。ただし、他の会社の下請によるものは除く。

- (4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者のいずれかの資格

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(5) 応募者は、次のア～オのいずれにも該当する者でなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者

イ 国税又は市税の未納がない者

ウ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでない者

エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者

オ 次のいずれにも該当しない者

(ア) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年12月28日水道局規程第28号）第2条の規定により一般競争入札に参加できない者

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）第2条又は第3条の規定により指名停止を受け、指名停止期間中である者

4 提出書類

原則として、PDFファイル形式等の電子データをCD-R等の書き換え不可能な電子記録媒体に保存して提出する。また、以下(1)～(4)の他に本市が別途書類の提出を求めることがある。

(1) 公募型プロポーザル参加意向申出書

様式1に必要事項を記入し、提出する。

(2) 会社概要

様式2に必要事項を記入し、提出する。

(3) 参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。ただし川崎市の業者名簿登録がある場合については、下記ウ～エの書類は、提出不要とする。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書、印鑑証明書

エ 納税証明書（国税・市区町村税）

オ 貸借対照表及び損益計算書

カ 誓約書（様式3）

(4) 企画提案書

ア 提案書（様式4）

イ 事業の実施内容（様式5）

ウ 事業実施体制（様式6）

エ 過去の類似業務実績（様式7）

オ 提案契約単価等（様式8）

カ チェックリスト（様式9）

5 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。なお、企画提案書の参考資料として、公募型プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、「別紙1 参考資料」に示す電子データを交付する。交付方法については別途指示する。

(1) 事業の実施内容（様式5）

ア 実施方針

リプレースによる固定価格買取制度（以下、「FIT制度」という。）を前提とした提案を行うこと。基本方針・概要・事業期間・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

なお、リプレースは既設導水路活用型区分とし、認定の要件である地域活用要件は、再生可能エネルギー電気特定卸供給（川崎市が出資する地域新電力による市内施設への供給）を前提とする。

イ 設備設置仕様

(ア) 本事業で設置する設備（水車、発電機、連系盤、制御盤（UPS含む））の容量に関する検討結果を示すこと。

(イ) 各種設備の設置場所、設置方法、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を示すこと。

ウ 各種対策

想定される課題と対応策について、それぞれ示すこと。

(ア) 各種設備の検討に当たっての水道水質への影響対策を示すこと。

(イ) 各種設備の検討に当たっての各種設備の緊急停止や誤作動による水道施設への水撃作用対策を示すこと。

(ウ) 本管流量及び圧力変動の発電への影響対策を示すこと。

(エ) 地震対策を示すこと。

(オ) FIT制度認定要件について、再生可能エネルギー電気特定卸供給の適用方法を示すこと。

(2) 事業実施体制（様式6）

ア 工事遂行能力、市内中小事業者の活用

(ア) 事業実施体制図を示し及び添付すること。

(イ) 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フローを示すこと。

(ウ) 市内中小企業者の活用がある場合は企業数と主な役割について示すこと。市内中小企業者の役割について物品調達のみは提案対象外とする。

イ 業務遂行能力

運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（スケジュール、定期点検・設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制について示すこと。

ウ 環境への配慮

環境配慮に関する計画（設備の設置、施工、維持管理等に関する施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等想定される課題と対応策））について示すこと。

エ 財務状況

(ア) 直近の自己資本比率を記入すること。個別計算書類を添付すること。

(イ) 直近2年間の経常利益を記入すること。個別計算書類を添付すること。

オ 事業期間中のリスク対応

(ア) 故障、緊急時の対応体制図を示すこと。

(イ) 事業期間中の想定されるリスクとその対応策（損害保険の適用範囲、事業者が破綻した場合の事業継承先の有無、設備の導入・運転期間中及び撤去までにかかり設定するすべての保証内容、その他の対策等）について示すこと。

(3) 過去の類似業務実績（様式7）

過去の類似業務実績の概要をすべて記載すること。記載は3件までとする。また、実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること（契約が証明できる部分のみの写しで良い）。

参加資格(3)の範囲において、訴訟提起や損害賠償請求に至った事件がある場合は、事件の概要、判決の内容等を記載すること。

(4) 提案契約単価等（様式8）

提案契約単価を提案すること。提案に当たり以下の点に留意すること。

- ・単価は事業期間中一定とすること。単価は、小数点以下第2位まで示すこととし、消費税及び地方消費税を除く価格で提案すること。
- ・工事範囲に応じて、FIT制度の中小水力発電の既設導水路活用型区分を利用する提案とすること。
- ・単価の計算根拠資料を添付すること。
- ・本管送水量は2025年度流況データ（参考資料）を使用すること。
- ・単価は、本プロポーザルにおける提案条件として設定する。そのため、提案した単価が契約単価となるものではないので注意すること。契約単価は、共同事業者が事業実施に伴い負担する費用等を考慮のうえ協議により別途定める。

年間発電電力量及び温室効果ガス排出削減量について提案すること。提案に当たり以下の点に留意すること。

- ・水力発電における年間発電電力量(kWh)を記載すること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、水力発電における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出係数は「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」（環境省）にて示されている「電気事業者別排出係数一覧（令和7年提出用）」の代替値にある0.422kg-CO₂/kWhを使用すること。
- ・計算根拠資料を添付すること。

(5) チェックリスト（様式9）

様式5～8に記載した事項に○をつけ、一部事項についてはその概要を記載すること。

6 企画提案書作成に当たっての留意事項

- ・業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・表紙をつけ、表題を記載すること。
- ・提案書は、「6 企画提案書の内容」の項目に沿って記載すること。
- ・提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ・当事業に関連する取組として、本市の環境負荷低減に資すると考えられる取組の追加提案を受け付ける。有効と認められた取組については、契約協議時に詳細検討を行い、具体的内容は契約内容で定める。

7 提出方法等

(1) 提出の形式

提出書類（公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類、企画提案書）は、原則として、PDF ファイル形式等の電子データにて、CD-R 等の書き換え不可能な電子記録媒体に保存し、直接持参又は郵送とする。

(2) 提出期限

ア 公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類

令和 7 年 11 月 19 日 17 時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和 7 年 12 月 10 日までに結果を参加資格確認結果通知書（様式 10）により通知する。
- ・提案資格があると認めた者に対し、施設の図面、写真等を提供する。
- ・公募型プロポーザル参加意向申出書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式 11）を提出すること。

イ 企画提案書

令和 8 年 1 月 14 日 17 時（必着）

(3) 提出場所

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 南庁舎 14 階

担当課：上下水道局 水道部 水道計画課

担当者：松永、加藤

電話：044-200-2497

FAX：044-200-3943

電子メール : 80keikaku@city.kawasaki.jp

8 現場見学

現場見学を希望する場合、現場見学参加申込書（様式12）を提出するものとする。

(1) 参加受付

ア 受付期間

令和7年11月5日～11月12日 17時

イ 提出方法

電子メールで提出するものとし、電子メールの件名は「鷺沼水力発電共同事業現場見学参加申込」とすること。

ウ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(2) 日程の通知方法

現場見学の日程は、本市の指定日時とし、電子メールにて通知するため、受信後、必ず確認メールを本市へ返信すること。

(3) 現場見学期間等

令和7年11月12日から令和7年11月19日までの期間のうち平日で、9時～17時まで（12時～13時を除く）の指定した期間とする。なお、現場見学に参加できるのは1希望者当たり最大5名までとする。

見学場所は、鷺沼配水所とする。

9 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書（様式13）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年11月5日～11月28日 17時

イ 提出方法

電子メールで提出するものとし、電子メールの件名は「鷺沼水力発電共同事業公募要領に関する質問」とすること。なお、公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類に関する質問は11月10日 17時までに提出すること。

ウ 提出先

担当課の電子メールアドレスに提出すること。

(2) 回答

令和7年12月17日 17時までに、本市ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）こととし、口頭による個別対応は一切行わない。また、提出期限までに到着しなかった質問及び回答に対する再質問に対しては、原則回答しない。

10 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、「鷺沼水力発電共同事業 事業プロポーザル評価委員会」（以下、プロポーザル評価委員会という。）において審査する。本市は企画提案内容について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、プロポーザル評価委員会の各委員が「別紙２ 評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の優先交渉権者として決定する。合計評価点が同点の場合は、提示された提案契約単価がより高価な応募者を優先交渉権者とする。提案契約単価も同額の場合は評価委員長の判断により優先交渉権者を決定する。

企画提案者が１者の場合でも審査を実施することとし、仕様を満足する場合には優先交渉権者として選定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 日時

令和８年１月下旬（予定）

イ 会場

川崎市役所内会議室（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。説明にＰＣ等を用いる場合は、提案者のＰＣ等を持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーン等は本市にて用意する。

エ 発表時間について

プレゼンテーション２０分、質疑１０分程度とする。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、ヒアリング審査後、令和８年３月下旬（予定）に参加者全員に速やかに結果通知書（様式１４）により通知する。

(3) 契約の締結について

選定した優先交渉権者と仕様書、企画提案書等に基づき詳細を協議し、令和８年４月下旬（予定）に基本協定を締結する。後日、原則として提案契約単価にて契約を締結するものとする。なお、契約条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

基本協定書、事業契約書等の本事業に必要な契約書類の作成等は事業者にて行う。

選定した優先交渉権者は、速やかに本市の「令和７・８年度業務委託有資格業者名簿」又は「令和７・８年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」において、次のいずれかの条件で、契約の締結までに登録を得ること。

ア 「委託業種：設備設計 種目：電気設備設計」

イ 「委託業種：施設維持管理 種目：電気・機械設備保守点検」

ウ 「委託業種：その他業務 種目：その他」

エ 「物品業種：産業機器 種目：建設・電気機器」

オ 「物品業種：その他の物品販売 種目：電気供給」

協議が不調に終わった場合や業者名簿が未登録の場合、失格要件の事項に該当する場合には、プロポーザル評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) スケジュール

本事業に係るスケジュールは次のとおり予定している。

	項目	日程
1	公募型プロポーザル実施の告示	令和7年11月5日
2	現場見学会参加申込書の提出期限	令和7年11月5日～ 11月12日
3	現場見学	令和7年11月12日～ 11月19日
4	質問受付	令和7年11月5日～ 11月28日
5	公募型プロポーザル参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限	令和7年11月19日
6	公募型プロポーザル参加意向申出書提出者あてに参加資格確認結果通知書、別紙1の参考資料の送付	令和7年12月10日
7	質問に対する回答のホームページへの掲載	令和7年12月17日
8	企画提案書の提出期限	令和8年1月14日
9	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和8年1月下旬（予定）
10	優先交渉権者の発表（審査結果通知）	令和8年3月下旬（予定）
11	基本協定書の締結	令和8年4月下旬（予定）

11 その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。

イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、川崎市

情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため本市と優先交渉権者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

12 失格要件

公募型プロポーザル参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、参加資格喪失通知書（様式15）により通知し、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は優先交渉権者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で評価委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、プロポーザル評価委員会が不適切と判断したとき。

別紙1 参考資料

1 公募型プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、交付する電子データ

- ・施設構成図
- ・施設図面
- ・2025年度流況データ
- ・FIT制度の適用に必要な水力発電設備の更新範囲
- ・現水力発電設備の譲渡範囲

2 本市の主な計画等

- ・川崎市環境基本計画
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-1-0-0-0-0-0-0.html>
- ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000133741.html>
- ・川崎市地域防災計画
<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-40-1-2-0-0-0-0.html>

別紙2

評価基準

評価項目			評価の視点	配点	項目別配点
1. 技術提案	1-1	実施方針	実施方針、システム構成図等に具体性及び妥当性があるか。	5	35
	1-2	設備設置仕様	水力発電設備の設置場所、設置方法が基準を満たし、かつ設備仕様が具体的であるか。	5	
	1-3	各種対策	①水質影響対策・②水撃作用対策・③流量及び圧力影響対策・④地震対策について、想定される課題と対応策の提案は具体的か。	20	
	1-4	FIT 制度認定要件	認定区分に応じた工事範囲が設定されているか。地域活用要件（再生可能エネルギー電気特定卸供給）の適用方法、地域説明会開催等について具体性及び妥当性があるか。	5	
2. 実施体制	2-1	工事遂行能力	実施体制、施工スケジュールは妥当か。	3	30
	2-2	市内中小企業者の活用	市内中小企業者の活用はなされているか。	2	
	2-3	業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は妥当か。	5	
	2-4	環境への配慮	施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か（周辺住民への対応含む）。	5	
	2-5	財務状況	財務状況について、経営状況、資金調達等に問題がないか（自己資本比率、経常利益の黒字期間等）。	5	
	2-6	事業期間中のリスク対応	事業実施中に想定されるリスクと対応策の提案は具体的か。	10	
3. 実績		類似実績	過去に類似する実績があり、問題なく実施が見込めるか。	5	5
4. 経済性・環境性			提案契約単価（円 / kWh） 15 点×当該募者の提案する契約単価÷提案された契約単価の最高額	15	30
			温室効果ガス削減量（t-CO ₂ / 年） 15 点×当該募者の提案する削減量÷提案された削減量の最大値	15	
計				100	100